

指定居宅サービス(介護予防サービス)事業者等における記録の保存期間

サービス種別	項目	東大阪市の基準
訪問介護	訪問介護計画	計画の完了の日から5年間
	具体的なサービスの内容等の記録	そのサービスを提供した日から5年間
	苦情の内容等の記録	
	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
訪問入浴	市町村への通知に係る記録	通知の日から5年間
	具体的なサービスの内容等の記録	そのサービスを提供した日から5年間
	苦情の内容等の記録	
	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
訪問看護	市町村への通知に係る記録	通知の日から5年間
	訪問看護計画書	計画の完了の日から5年間
	サービス開始時における主治の医師による指示の文書	そのサービスを提供した日から5年間
	訪問看護報告書	
	具体的なサービスの内容等の記録	
	苦情の内容等の記録	そのサービスを提供した日から5年間
事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		
訪問リハビリテーション	市町村への通知に係る記録	通知の日から5年間
	訪問リハビリテーション計画	計画の完了の日から5年間
	具体的なサービスの内容等の記録	そのサービスを提供した日から5年間
	苦情の内容等の記録	
居宅療養管理指導	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	そのサービスを提供した日から5年間
	市町村への通知に係る記録	
	具体的なサービスの内容等の記録	そのサービスを提供した日から5年間
	苦情の内容等の記録	
通所介護	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	そのサービスを提供した日から5年間
	市町村への通知に係る記録	
	通所介護計画	計画の完了の日から5年間
	具体的なサービスの内容等の記録	そのサービスを提供した日から5年間
苦情の内容等の記録		
地域密着型通所介護	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	そのサービスを提供した日から5年間
	市町村への通知に係る記録	
	地域密着型通所介護計画	計画の完了の日から5年間
	具体的なサービスの内容等の記録	そのサービスを提供した日から5年間
	苦情の内容等の記録	
通所リハビリテーション	運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録	記録を行った日から5年間
	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	そのサービスを提供した日から5年間
	苦情の内容等の記録	
	通所リハビリテーション計画	計画の完了の日から5年間
通所リハビリテーション	市町村への通知に係る記録	通知の日から5年間
	具体的なサービスの内容等の記録	そのサービスを提供した日から5年間
	苦情の内容等の記録	
	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	

条例の施行日(平成25年4月1日)の時点で保存されている記録についても、この表の保存期間に従って保存すること。

指定居宅サービス(介護予防サービス)事業者等における記録の保存期間

サービス種別	項目	東大阪市の基準
短期入所生活(療養)介護	短期入所生活(療養)介護計画	計画の完了の日から5年間
	具体的なサービスの内容等の記録	そのサービスを提供した日から5年間
	身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
	苦情の内容等の記録	
	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	通知の日から5年間
市町村への通知に係る記録		
特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型を含む)	特定施設サービス計画	計画の完了の日から5年間
	具体的なサービスの内容等の記録	そのサービスを提供した日から5年間
	身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
	苦情の内容等の記録	
	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	通知の日から5年間
	市町村への通知に係る記録	
	委託した業務の実施状況について定期的に確認した結果等の記録	記録を行った日から5年間
(外部サービス利用型のみ)受託居宅サービスから受けた、提供日時・時間・サービス内容等の文書による報告に係る記録	報告の日から5年間	
(居宅サービス)施行規則第64条第三号に規定する書類(介護予防サービス)「法定受領サービスを受けるための利用者の同意」等に係る書類	そのサービスの終了の日から5年間	
福祉用具貸与 特定福祉用具販売	福祉用具貸与(特定福祉用具販売)計画	計画の完了の日から5年間
	具体的なサービスの内容等の記録	そのサービスを提供した日から5年間
	苦情の内容等の記録	
	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
	(福祉用具貸与のみ)福祉用具の保管、消毒を委託した事業者の業務の実施状況に関する定期的な確認の結果等の記録	記録を行った日から5年間
市町村への通知に係る記録	通知の日から5年間	

条例の施行日(平成25年4月1日)の時点で保存されている記録についても、この表の保存期間に従って保存すること。